

愛知文教女子短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 愛知文教女子短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の精神に従い、女性として社会生活に必須な専門的大学教育を施し、もって宗教的信念のある真人を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に定める点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学科)

第3条 本学に次の学科(専攻課程)を置く。

生活文化学科

食物栄養専攻

生活文化専攻

幼児教育学科第1部

幼児教育学科第3部

2 前項学科(専攻課程)における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりである。

生活文化学科

幅広い教養と生活に関わる各専攻分野の知識・技術・実践力を有し、柔軟かつ主体的に社会貢献できる女性を育成する。

食物栄養専攻

栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術と教養を有し、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成する。

生活文化専攻

「人」や「社会」から信頼され、幅広いニーズに対応できる実務能力、ホスピタリティマインド、教養を有し、自ら考え方行動できる人材を育成する。

幼児教育学科第1部

幼児教育学科第3部

子どもに対する愛情と保育への使命感を持ち豊かな人間性と実践力を備えた幼児教育・保育の専門家として社会に貢献できる人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、幼児教育学科第3部の修業年限は3年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。ただし、幼児教育学科第3部は6年を超えてはならない。

(学生定員)

第5条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
生活文化学科	70名	140名
食物栄養専攻	40名	80名
生活文化専攻	30名	60名
幼児教育学科第1部	80名	160名
幼児教育学科第3部	70名	210名
計	220名	510名

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日（授業を行なわない日）は、次のとおりとする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学開学記念日（11月3日）

(4) 春期休暇、夏期休暇及び冬期休暇（当該年度の本学学年暦による。）

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 第1項に定める休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

(年間の授業期間)

第9条 年間の授業期間は、定期試験等を含め、35週にわたることを原則とする。

(教職員組織)

第10条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、司書及びその他の職員を置く。

2 前項に定めるほか、必要がある場合は、副学長を置くことができる。

(教授会)

第11条 本学に教授会を置き、学長（副学長が置かれる場合は、学長、副学長）、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が召集し議長となる。ただし、学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した者がその職を代行する。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学則その他規則の制定改廃に関する事項

(2) 学生の入学、再（転）入学、編入学、休学、復学、退学、転学及び除籍に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 学生の卒業及び学位の授与並びに試験等に関する事項

(5) 学生の厚生補導に関する事項

(6) 教員の選考に関する事項

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長、副学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第 2 章 入 学

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国の学校教育において12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者

(6) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業したと同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の志願) 利用

第13条 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者については、別に定めるところにより入学者の選考を行う。

(入学手続と入学金)

第15条 入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓書及び保証書を提出すると共に、別に定める入学金を納入し、かつ所定の宣誓をし、学生名簿に署名しなければならない。

(入学の時期)

第16条 入学の時期は学年の始めとする。

(保証人)

第17条 保証書に署名する保証人は、本人の在学中一切の責に任ずる者でなければならない。

(入学手続の猶予)

第18条 病気その他やむを得ない理由で第15条の義務を履行することができない場合は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(入学の取消)

第19条 何等理由なく無届けで第15条の義務を履行しない場合は、その入学を取消すことがある。

(検定料・入学金の返還)

第20条 既納の検定料・入学金は如何なる理由があってもこれを返還しない。

(再入学・転入学・編入学)

第21条 本学に再入学・転入学・編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

第 3 章 教 育 課 程

(授業科目及び単位数)

第22条 本学において開設する授業科目並びにその単位数及び必修科目、選択科目の別は、別表第1のとおりとする。なお、選択科目のうち、各学科・専攻・コースにより必修科目とするものがある。

(卒業の要件)

第23条 本学の教育課程を履修して卒業するには、2年以上在学して基礎科目10単位以上を含め62単位以上を修得しなければならない。ただし、幼児教育学科第3部は、3年以上在学して修得するものとする。

(履修の方法)

第24条 本学の教育課程の履修方法については、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前号までの規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して行う授業を教室等以外の場所で履修す

ることができる。

(取得できる資格)

第26条 本学において取得できる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学科及び専攻名	取得できる免許状と資格
生活文化学科 食物栄養専攻	栄養教諭2種免許状 栄養士免許証
児童教育学科 第1部	幼稚園教諭2種免許状 保育士証
児童教育学科 第3部	幼稚園教諭2種免許状 保育士証

(資格の取得に係る単位の修得)

第27条 前条に規定する免許状及び資格を取得しようとする者は、次に示す単位を修得しなければならない。

- (1) 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。
- (2) 栄養士の免許証を得ようとする者は、栄養士法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。
- (3) 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第4章 単位修得及び卒業

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、試験を受けようとする授業科目の出席時数が、別に定める出席時数に達しない時は試験を受けることができない。

2 試験の方法は、筆記、口述、実技、論文等によって行う。

(成績の評価)

第29条 成績の評価はS、A、B、C、Dとし、C以上の評価の場合に単位を認定する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなす単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第60条の規定により修得した単位を含む）及び前条第1項に定める学修を、入学後の本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き30単位を超えないものとする。この場合において、第30条第2項により本学で修得したものとみなす単位

数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(単位授与に係る試験の時期)

第33条 単位授与に係る試験は、毎年2回各学期の終りに行う。

(卒業と学位)

第34条 本学の教育課程を履修し所定の単位を修得した者には、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第5章 休学、復学、退学、転学及び除籍

(休学)

第35条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き3月以上就学することができない者については、その事由を具し保証人連署で休学願を提出し、学長が休学を許可する。

2 学長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第36条 休学の期間は、1年を超えることができない。

2 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第37条 休学期間満了のとき又は休学期間中であっても休学の事由が消滅して、学長に復学を願い出た場合は、学長が復学を許可する。

(退学)

第38条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その理由を詳記して保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第39条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、その理由を詳記して保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第36条に定める休学の期間を超えてなお就学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第6章 授業料等

(授業料等の額と納入期限)

第41条 本学の授業料等の額及び納入期限は別に定める。

(授業料等の分納)

第42条 授業料等を2期に納めることができ困難な学生に対しては、月割分納を許可することができる。

2 月割分納を希望する者は、その理由を付し保証人連署をもって学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(全額納入)

第43条 授業料等の月割分納を許可された者が、第7条に定める期の中途において退学又は転学した場合においても、その期の授業料等は全額納めなければならない。

(特待生)

第44条 本学で人物及び学業成績優秀の者には特待生として、学校法人足立学園奨学金給付規程に規定する額を奨学金として授与する。

(授業料等の免除又は猶予)

第45条 本学の学生で特別の事情のある者には、保証人連署による願い出によって、授業料等の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(休学中の授業料等と在籍料)

第46条 休学期間中の授業料等は免除する。ただし、在籍料として別に定める額を納入しなければならない。

2 在籍料は、第35条に定める休学願の提出時に納めなければならない。なお、第7条に定める期の中途において休学又は復学した場合においても、その期の在籍料は1期分とする。

(授業料等の不納者)

第47条 学長は、授業料等を所定の期間内に納めない者に対して、別に定めるところにより催告し、なお納めないとときは、これを除籍する。

(授業料等の返還)

第48条 既納の授業料等は如何なる理由があってもこれを返還しない。ただし、入学辞退者は事情により授業料等を返還する場合がある。

第 7 章 科目等履修生、外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学で開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の単位の授与については、第28条及び第29条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で本学において教育を受ける目的もって入国し、入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 公 開 講 座

(公開講座)

第51条 本学は、広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する。

第 9 章 図 書 館

(図書館)

第52条 本学に附属図書館を置き、本学の学生及び教職員の教育、研究及び学習に資する。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 学 生 寮

(学生寮)

第53条 本学に学生寮を置く。

(学生寮の運営)

第54条 学生寮の運営、その他の必要事項は、別に定める。

第 11 章 厚 生 ・ 保 健

(厚生部)

第55条 本学に厚生部を置き、学生に経済的便宜を与える。

2 厚生部に関し必要な事項は、別に定める。

(保健部)

第56条 本学に保健部を置き、学生の健康診断及び保健衛生等に関する事項を行う。

2 保健部に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第57条 学業優秀その他表彰に値する行為があった学生に対しては、学長が表彰する。

(懲戒)

第58条 本学の学則その他諸規則に違反し、又は本学学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

附 則

この学則は、昭和26年4月1日から施行する。

略

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、それ以前の入学生は、入学年度の学則を適用する。